

○ ○	育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第百七号）	新旧対照条文（抄）	目次
○ ○	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）	（抄）	（附則第四条関係）
○ ○	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）	（抄）	（附則第五条関係）
			1
			2

改 正 後	改 正 前
<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をした期間</p> <p>五（略）</p> <p>④ ⑧（略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>② ⑥（略）</p> <p>⑦ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業をした期間並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。</p>	<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項に規定する育児休業をした期間</p> <p>五（略）</p> <p>④ ⑧（略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>② ⑥（略）</p> <p>⑦ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業をした期間並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第五十二条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第七項において同じ。）をした期間</p> <p>五（略）</p> <p>④ ⑧（略）</p> <p>（年次有給休暇） 第三十九条（略）</p> <p>② ⑥（略）</p> <p>⑦ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。</p>	<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をした期間</p> <p>五（略）</p> <p>④ ⑧（略）</p> <p>（年次有給休暇） 第三十九条（略）</p> <p>② ⑥（略）</p> <p>⑦ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業をした期間並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。</p>